平成31年1月11日

○規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月11日

小田原市長 加

する証明、住民票の写しの交付、戸籍の附

小田原市規則第 1 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則(昭和39年小田原市規則第40号)の一部を次のように改正する。 第44条の2の見出し中「口座振替」を「口座振替等」に改め、同条中「自転車競走 における電話による勝者投票に係る車券の購入代金の」を「口座振替等の方法による次 の各号に掲げる」に、「小田原市自転車競走電話投票実施規則(昭和63年小田原市規 則第29号)」を「当該各号に定める規則」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 小田原市自転車競走電話投票実施規則(昭和63年小田原市規則第29号)第1 条に規定する電話投票に係る車券の購入代金の納付 同規則
- (2) 小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則(平成30年小田原市規則第 46号) 第1条に規定するキャッシュレス投票に係る同規則第13条第1項に規 定する購入予定金額の納付 同規則

第54条第2項中「5日以内」の次に「(当該期間内に払込みができない特別の事情 があると会計管理者が認める場合にあっては、会計管理者が指定する期日まで)」を加 える。

別表第3(2)の表に次のように加える。

(00200-0-960218	小田原市会計管理	地方公共団体の特定の事務の郵便局におけ
		者	る取扱いに関する法律(平成13年法律第
			120号)第3条第1項の規定により市が
		-	指定した郵便局の同項第1号に規定する郵
			便局取扱事務に係る戸籍の全部事項証明書
			及び個人事項証明書の交付、市県民税に関

票の写しの交付並びに印鑑に関する証明の 手数料の収納又は送金

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成31年1月15日から施行する。